

第1回自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会 概要

日時 令和4年6月8日 10:00~12:00

場所 海事局第5会議室及びオンライン

委員 寺田座長 今井委員 中野委員 森山委員
大西委員 田中委員 川村委員 河合委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を実施。各資料説明後、質疑・意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。

議事（2）

- ・道路運送車両法で規定されている自動運行装置で担保すべき部分はどこまでなのか。また道路交通法での交通ルールかつ、運転操作以外の部分というのは、どのように安全を担保していけばよいのか。道路運送法で課せられる運用のルールを含めた3つの切り分けと役割分担を明確にし、議論を進める必要がある。

議事（3）

- ・「運転者が存在する場合と同等の安全等」とあるが、どこまでを「同等」と決めるのか、明確なガイドライン等で示されないと事業者が苦慮するだろう。
- ・運転者不在の防犯対策として自動運転車に顔認証等を設置するなど、安心感を与えるものがあるかよいのではないか。
- ・トラックの場合、輸送の安全等の確保の議論をする際は、荷役をどうするかということも同時に考えなければならない。
- ・事業者が安全を担保することに対して、何が必要であるかを明確にし、従前の交通サービスと同等の安全が担保できるという概念で整理してほしい。
- ・自動運転車の乗員の資格要件はどうなるのか整理してほしい。
- ・バス事業では交通制約者の方の乗車の介助を行う必要があるため、自動運転の場合も乗員の乗車が前提となるのではないか。

議事（4）

- ・実証実験は都市部から過疎地まで幅広い地域で行われているので、選定の際は地域を類型化し、その代表となるようにしてほしい。
- ・地方公共団体、事業者とも、取組みに積極的なところと慎重なところの両方の意見を反映できるようにしてほしい。

以上